

調整方針(案)	国民年金関係業務については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。						
---------	--	--	--	--	--	--	--

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町
年金給付関係事務	<p>年金給付関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金請求は本人申請が原則である。満65歳に達する対象者は約450名おり、その中で、老齢基礎年金対象者を確定し、個人に通知を出すのは困難である。</li> <li>・障害基礎年金については本人からの申出があれば、裁定請求できるか社会保険事務所で納付要件を確認し、障害の程度を医師に確認したうえで申請してもらう。</li> <li>・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金については、死亡報告の際に社会保険事務所で確認したうえで、遺族に請求できる年金の種類などを説明する。</li> <li>法定受託事務を原則に受給者の利益保護を考え、より有利な年金受給指導を行っている。</li> </ul>	<p>年金給付関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金請求は本人申請が原則であるが、老齢基礎年金の請求については、1号期間のみの人には毎月個人宛てに受給案内をしている。障害年金もある程度は本人からの申請により受付している。遺族年金、寡婦年金、死亡一時金については、社会保険事務所への死亡報告時に何が請求できるかそのつど確認している。どれも本人等の申請により記入内容と添付書類の点検後、受付処理簿に記入し、課長決裁後社会保険事務所へ毎月2回ほど郵送している。</li> </ul>	<p>年金給付関係事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金請求は原則的に本人申請であるが、老齢基礎年金(1・3号期間含む人)については照会センター及び社会保険事務所で資格を確認したうえで、誕生日の前月に個人宛に裁定請求の案内通知を出している。</li> <li>・障害基礎年金については本人からの申出があれば、裁定請求できるか社会保険事務所で納付要件を確認し、障害の程度を医師に確認したうえで申請してもらう。</li> <li>・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金については死亡報告の際に社会保険事務所で確認したうえで、遺族に請求できる年金の種類などを説明する。</li> <li>法定受託事務を原則に受給権者の利益保護を考え、より有利な年金受給指導を行っている。</li> </ul>